

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の改定に伴う 水質基準の変更について

平成 20 年 12 月 22 日に「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」(厚生労働省令第 174 号)が公布され、水道水水質基準項目および基準値が下記の通り改正されました。

- ①「1,1-ジクロロエチレン」を廃止。
- ②「シス-1,2-ジクロロエチレン」を、「シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン」へ変更。
- ③「有機物(TOC)」の基準値を、従来の「5mg/L」から「3mg/L」へ変更。

これに伴い、平成 21 年 3 月 30 日に「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」の一部も改正され、飲料水の水質検査項目が上記①～③の通り変更されました。

施行はともに平成 21 年 4 月 1 日で、飲料水の水質基準が 51 項目から 50 項目に変更されます。

水道水水質基準変更の経緯

1,1-ジクロロエチレンについて (現行:水質基準 0.02mg/L)

内閣府食品安全委員会における清涼飲料水に係る化学物質の健康影響評価を踏まえ、評価値を 0.1mg/L にすることが適切と考えられましたが、評価値の 10%値である 0.01mg/L を超過する事案が近年報告されておらず、水質管理目標設定項目に変更することが適切であるとの判断より、水質基準は廃止されました。

1,2-ジクロロエチレンについて (現行:水質基準 シス-1,2-ジクロロエチレン 0.04mg/L、

水質管理目標設定項目 トランス-1,2-ジクロロエチレン 0.04mg/L)

内閣府食品安全委員会における清涼飲料水に係る化学物質の健康影響評価を踏まえ、cis と trans 体を合算して評価することが適切であるとの判断より、「シス-1,2-ジクロロエチレン」から「シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン」へ変更され、「シス-1,2-ジクロロエチレン」の水質基準は廃止されました。

有機物(TOC)について (現行:水質基準 5mg/L)

平成 16～18 年度に実施された「最新の科学的知見に基づく水質基準の見直し等に関する研究」の結果より、TOC の基準値は「3mg/L 以下」にすることが適切とされ、現行基準値「5mg/L 以下」から「3mg/L 以下」に、強化されました。

飲料水の水質基準値および測定時期

「シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン」

基準値:0.04mg/L 以下、測定時期:地下水等給水開始前 及び 地下水その他 3 年に 1 回

「有機物(TOC)」

基準値:3mg/L 以下、測定時期:6 ヶ月に 1 回(省略不可検査項目)

建築物飲料水水質検査業登録 京都府18水第1号 計量証明事業登録 京都第1031号

株式会社ファルコライフサイエンス

〒606-8393 京都市左京区東竹屋町通川端東入東竹屋町63番地2

TEL 075-771-9377 FAX 075-771-7477

e-mail: info@falco-life.co.jp URL: http://www.falco-life.co.jp/

